

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成27年度第2回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成27年12月24日(木) 午前10時～午前10時40分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議(方針の確認) 議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 松本修二(会長)、與田康子(職務代理者)、石田雄士、植松瀧子、高塚順子、 前田峻司、山田径男
傍 聴 者	2人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 追加資料の説明

委員から要請のあった「高松市のこれまでの答申内容及び財政状況」等追加資料について事務局から説明を行った。

2 市長・副市長の給料の額、議員報酬の額並びに政務活動費の額について審議を行い、次のとおり意見が集約された。

(1) 市長・副市長の給料の額

据置き

(2) 議員報酬の額

据置き

(3) 政務活動費の額

据置き

【主な質疑応答】

○市長・副市長の給料の額及び議員報酬の額について

委員) 前回の審議会の中で、市長・副市長の給料の額及び議員報酬の額については、引上げの方向で議論ができる客観情勢にあるという話をした。

民間において給与引き上げの方法は2つあり、一つ目は定例給与の引上げ、二つ目は定例給与は据置き、賞与(期末手当)を引き上げるというやり方である。本市の市長、副市長の給料及び議員報

酬について見た場合、平成26年度は期末手当の支給月数が2.95月から3.1月へと引上げられ、年間支給総額で見た場合、増加しているという状況である。期末手当の支給月数が増加している上に、給料及び報酬月額も増額する必要があるのか検討した場合、現在の環境下においては、今しばらく諸情勢を見守るべきではないか、加えて、今後において給料月額や報酬月額を議論する際に、期末手当の支給月数や額も加味した議論が必要であると考えている。

委員) 同意見である。給料や報酬の増額改定も視野に入れて議論する必要があると考え、減額措置を行った過去の状況が分かる資料を事務局に依頼し検討してみた。その結果、今の状況が特段良いというわけではないため、市長・副市長の給料、議員報酬については据置きとし、今後、市の財政状況等が良くなれば期末手当で調整すればよいのではないかと考える。

委員) 私も同意見である。財政の健全化に向けた取組は評価できるが、市の財政状況の見通しは不透明な部分もあるため、今回は据置きがよいと考える。

委員) 私も同意見である。本市のような地方都市は、税収の伸びについても先行きが不透明な部分があり、推移を見守ることが必要ではないか。今年度は財政状況が良かったが、来年度以降は様々な事業展開が予想されるため、今は推移を見守る時期だと考える。議会では、費用弁償について本格的な議論が始まったとの話も聞いており、こちらについても推移を見守りたい。

委員) 本審議会は議員報酬について議論する場であり、費用弁償についての議論が対象外であることは承知している。ただ、以前に一部の議員からの話として、議員は年金も退職金もなく、非常にお金がかかるとの話を聞いたことがある。本来費用弁償とは、職務を行うために要する交通費等の費用の弁償であるにもかかわらず、そのニュアンスでは、費用弁償が第二の報酬になっているのではないかと印象を受けてしまった。今回の費用弁償に関する資料を見ても、本市の費用弁償の額を試算した場合、1人当たり年間30万円弱も支払われているようだ。現在、費用弁償については、議会運営委員会の中で話合いが行われているようだが、市民感覚からかけ離れないようにするという自助努力を今後も継続するのであれば、議員報酬について据置きでよいと考える。

委員) 先の経済情勢の見通しが立ちにくい状況であるため、今回は市長、副市長、議員すべて据置きが適当と考える。

会長) 先程、委員の中から、期末手当の支給月数や支給額について審議会の資料として加えて、議論してはどうかとの意見がでたが、事務局の考え方をお聞かせいただきたい。

事務局) 期末手当について、一般職員は人事院勧告に準じた対応をしており、特別職についても、支給月数は異なるものの、一般職員と同様に人事院勧告に準じた対応をしている。期末手当の支給月数について本審議会で議論するとなると、一般職員との均衡を考えた場合、なかなか難しいところがある。

委員) 私が言いたかったのは、期末手当の支給月数を、この審議会で議論するということではない。一般職員も含めて、期末手当の支給月数や額等の状況を把握することは、市長、副市長の給料及び議員報酬について議論する上で、大きな判断材料の1つになると考え、今後において資料の提供を求めたものである。

会長) 市長、副市長の給料及び議員報酬については据置きということで意見集約する。

○政務活動費の額について

委員) 政務活動費の額については、過去にも審議会の中で議論があったが、我々の思いが議会にあま

り伝わっていない印象があり、非常に残念である。政務活動費を十分に活用し、額に見合うだけの活動をしていただくよう切望する。

委員) 金額については、妥当だと考える。ただ、議員のホームページ等を確認すると、活動内容の透明性の観点から、まだまだ不十分と感じる部分は否めない。議員活動が多岐に渡っていることは充分理解しているので、具体的な活動内容についてももう少し詳しく、丁寧に市民に対して公表する努力をしていただきたい。

委員) 政務活動費については、内容をすべてチェックするわけにはいかず、難しい部分がある。

委員) 私が役員をしている会が市の監査を受けた際、支出する時の支払い証明書の証明者について、指摘を受けた。その時、公金の使用目的自体は問題がなくても、公金を支出する以上、なかなか難しい部分があるとの印象を受けた。この経験から政務活動費についても、行政からの厳しいチェックを受けているのではないかと考える。

委員) 使うべきところは使う、必要のないところは使わないという考え方が大切だと考える。

委員) 政務活動費については、据え置くべきと考える。過去の政務活動費の戻入状況について、確認してみると、平成25年度については3人に1人、26年度については4人に1人が支給額を満額使用していない。この状況から勘案しても政務活動費を引き上げる理由はない。

委員) 増額する要素は見当たらない。政務活動費の使い方について、有効に活用することを望みたい。

会長) 政務活動費については、据置きということで意見集約する。その上で政務活動費の趣旨に沿うように有効に活用すること、活動内容についても市民にきちんと公表すること、この2点を審議会の意見として答申に盛り込むこととする。